

目 次

校歌・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
生活の約束・・・・・・・・・・・・・・・・	3
非常時における登下校について・・・・・・・・	7
生徒会会則・・・・・・・・・・・・・・・・	9
部活動・学校図書館・・・・・・・・・・	10



校 訓

○ 開 拓

自分の力を信じ、未知の世界をきりひらいて行こう

○ 努 力

辛抱強く、最後まで努力しよう

○ 公 徳

人に迷惑をかけず進んで協力しよう

校 歌

丸山 薫 作詞
山田昌弘 作曲

- (1) ^{おも}想いはるかに^{ねこうど}若人が ^{あした}明日を^{あお}えがく^{そら}青い空

^{みやこでんえん}うるわし都市田園に ^{つぼみ}蕾の^{いのち}命はぐくみて

^{えいち}英智に^{まど}ひらくその^{せいちゆう}窓は ^{かす}西中 ^{いせいぶちゆう}春日井西部中
- (2) ^{きぼう}希望さやけき^き木曾の^{みね}嶺 ^{すずか}鈴鹿につづく^{おわりの}尾張野に

^{どくりょくしんしゆかいたく}独力進取開拓の ^いみおやの^き意気をうけつぎて

^{ちから}力をこぞるは^はらからは ^{せい}西中 ^{かす}春日井西部中
- (3) ^き来たれ^{われ}我らに^{おお}大いなる ^{へい}平和の^{はる}春よ^{じしゆ}自主の^{あさ}朝

^{しれん}試練をしのぎ^{まこと}真実ふみ ^{さち}幸ある^{くに}祖国を^{きづ}築きなん

^{しめい}使命に^{いさ}勇むまなびやは ^{せい}西中 ^{かす}春日井西部中

春日井市立西部中学校校歌

おもいはるかにわ こうど が あしたをえが

く あ おいそら う るわしみやこ で

ん えん に つぼみのい の ちは ぐくみ

て え いちにひらく その まど は せい

ちゅう かす が い せいぶちゅう

生活の約束

学校生活

I 登下校

1. 欠席連絡は、7:50~8:15 に保護者の方から学校に連絡してもらいましょう。(H&S も可)
2. 8:00 以降に登校しましょう。(それよりも前に登校してはいけません。)
3. 8:25 に出席確認をするため、それまでに入室しましょう。
4. 教科書などは、メインバッグに入れることを原則とし、入りきらない場合は規定のサブバッグを使用しましょう。
5. 行事等、特別にサブバッグで登校して良い日もあります。指示を聞きましょう。
6. 授業開始後、遅刻して登校してきた場合は、職員室へ行き、学年の先生に報告しましょう。
7. 登校後は校外へ出てはいけません。
8. 下校時刻を守りましょう。門付近、昇降口、インター付近で集まってはいけません。帰りの S T 後は、原則として校舎内に残ってはいけません。
9. 登下校中、道に広がって歩いてはいけません。途中で溜まることなく、まっすぐ下校しましょう
10. 登下校での自転車は使用してはいけません。

II 服装

1. 標準マークのついた制服を着用しましょう。
2. 校内では名札を着けます。ズボン・スラックスはベルト、セーラー服にはリボンを着用しましょう。
生徒証はいつも身に付けるか、かばんに入れておきましょう。
3. 白、黒、紺、灰、茶の（できるだけ地味な色）靴下を基本とします。(ワンポイント、2本ライン可)
4. 靴は白を基調とした運動靴(平底)とします。ミドルカット、ハイカット禁止。靴ひもは白が望ましいです。上靴・体育館シューズは学校指定のものとします。
5. 登下校は、原則制服です。(部活動後は、部活動の服装で下校してもかまいません。また、服装選択期間については制服でなくても構いません。)
6. 校内では、体操服・ジャージで過ごしても構いません。ただし、式と集会、定期テストは原則制服を着用しましょう。

《冬服》

1. 制服(上着)を脱いで生活する場合、販売店で取り扱っている長袖 Y シャツ(白無地)を着用しましょう。
2. 詳しくは、4 ページ 5 ページで確認しましょう。

《夏服》

1. 夏服の着用は、5 月～10 月を目安とします。
2. ズボン・スラックスの上には、半袖開襟シャツ(白無地)、半袖 Y シャツもしくはポロシャツとします。
変形のシャツは不可。シャツの裾は、ズボン・スラックスの中に入れましょう。ズボン・スラックスについては、冬服に準じます。
3. セーラータイプの上着は、襟に2本の紺線が入った白の半袖セーラーとします。スカートについては冬服に準じます。
4. プレザータイプの上着は、学校指定の半袖 Y シャツ(白無地)またはポロシャツ(白無地)とします。
ただし、学校指定と同様であれば市販のものでも可とします。Y シャツの裾はズボンの中に入れましょう。
5. 夏の制服の下は体操服か白・黒・紺・灰・ベージュのシャツ(胸や袖に小さいワンポイントは可、ラインや絵柄があるものは不可)を着用しましょう。
6. 夏季は、冬服・夏服・体操服『服装選択期間』を設けます。

《防寒具》

1. 防寒具として、以下のものを着用してもかまいません。ただし、着用については、期間を定めます。

① 手袋・マフラー・ネックウォーマー

男女ともに使用してもかまいません。色や柄についての指定はありません。ただし、余分な装飾のあるものは不可。

② タイツ・ストッキング

無地で黒色・紺色・うすだいい色に限ります。装飾のあるものは不可。

③ コート

黒または紺のスクールコート類とします。

ただし、ダッフルコートなど、フード付き及び余分な装飾のあるものは不可。

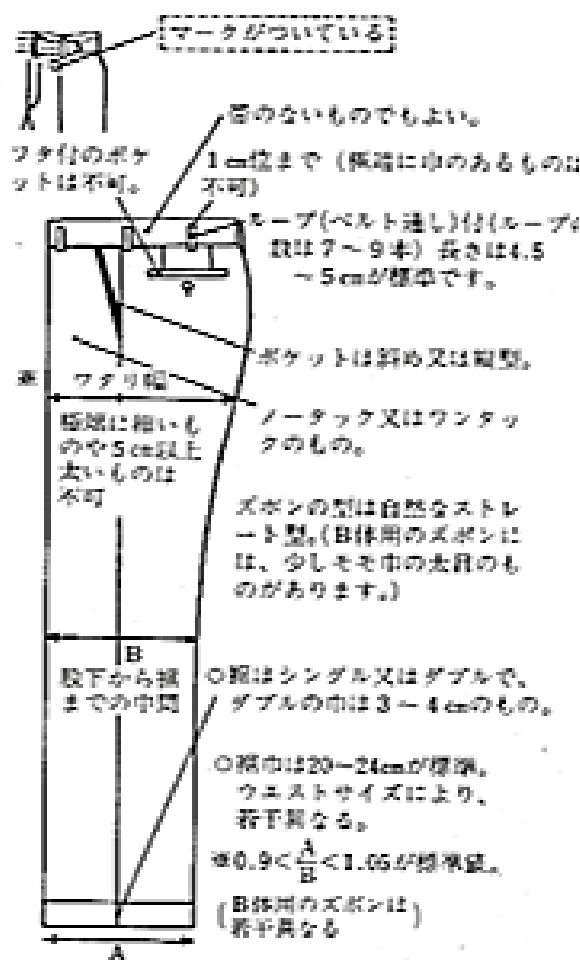
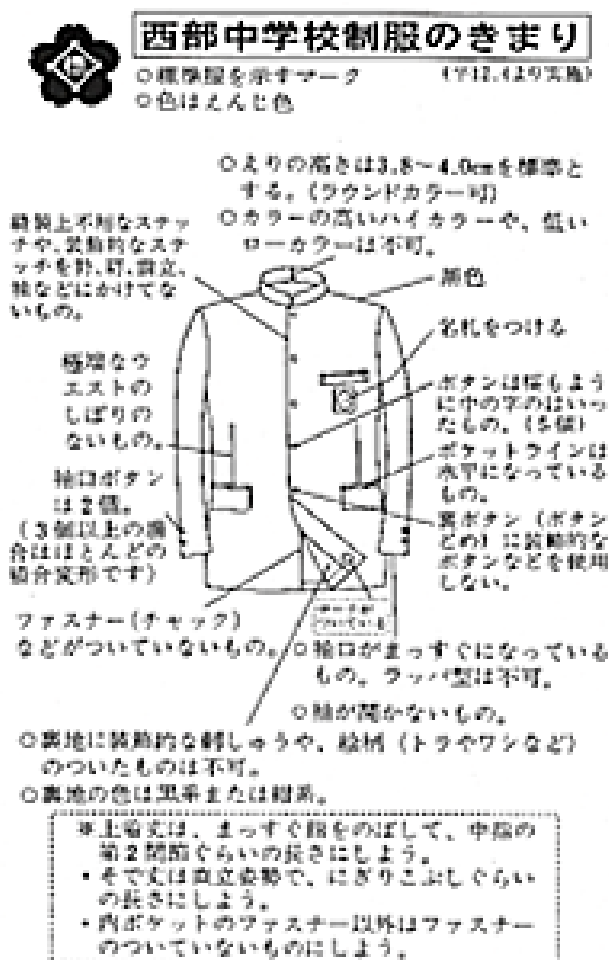
④ 学校指定ウィンドブレーカー

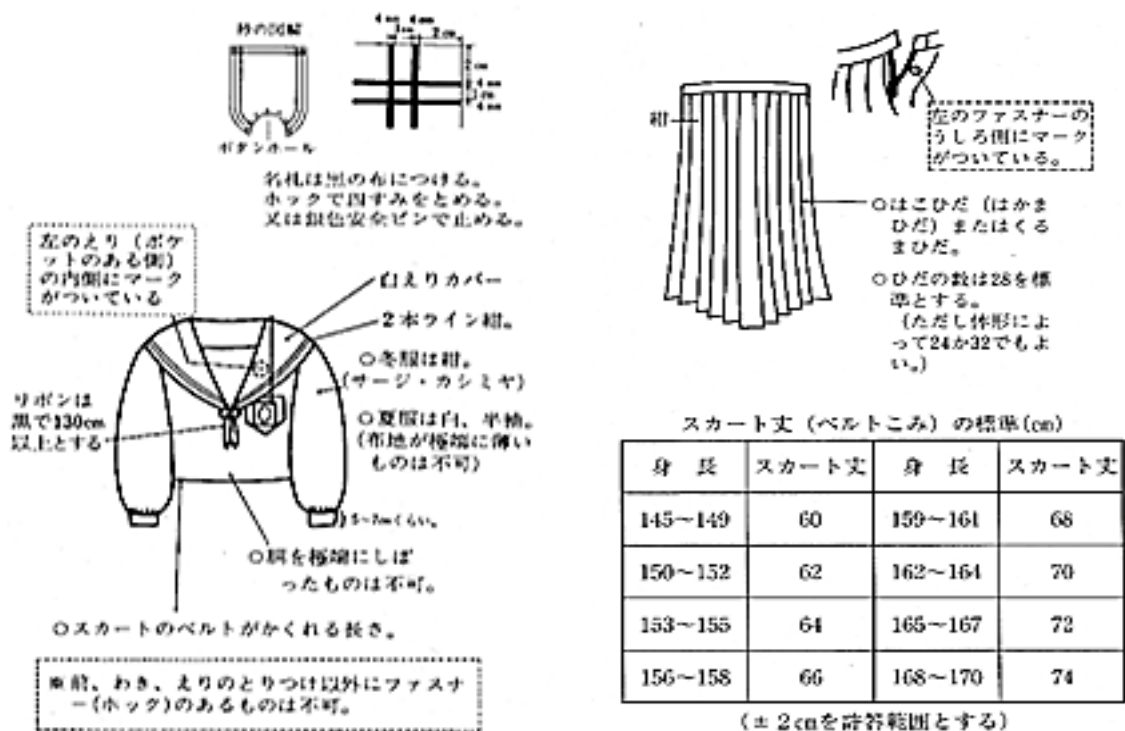
登校時（上のみ）、教室での着用（下のみ）暖房器具がない場所での授業での着用は上下可。（体育や技術の木工金工室を使う場合など）また、部活動で着用することができます。

2. 手袋・マフラー・ネックウォーマーは校舎内に入るときに外しましょう。

コート・ウィンドブレーカーは教室で着脱して構いません。

3. 制服やジャージの下に華美でない（黒・紺・茶・灰・白が好ましい）セーター・トレーナー・ベスト類の重ね着をしてもかまいません。体形に合ったものを着用しましょう。また、制服の外にはみ出さないようにしましょう。重ね着についての期間は設けません。



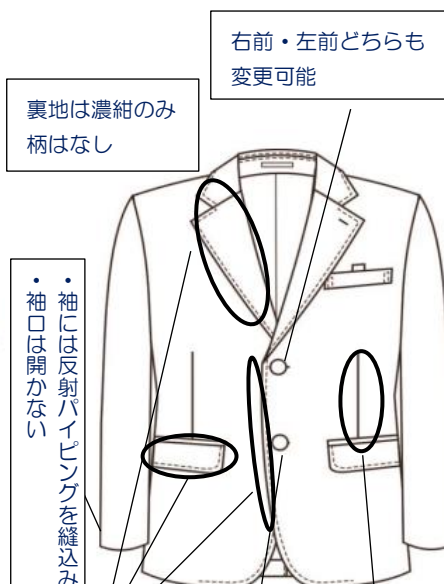


春日井市立中学校新制服（ブレザータイプ）について

スラックススタイル



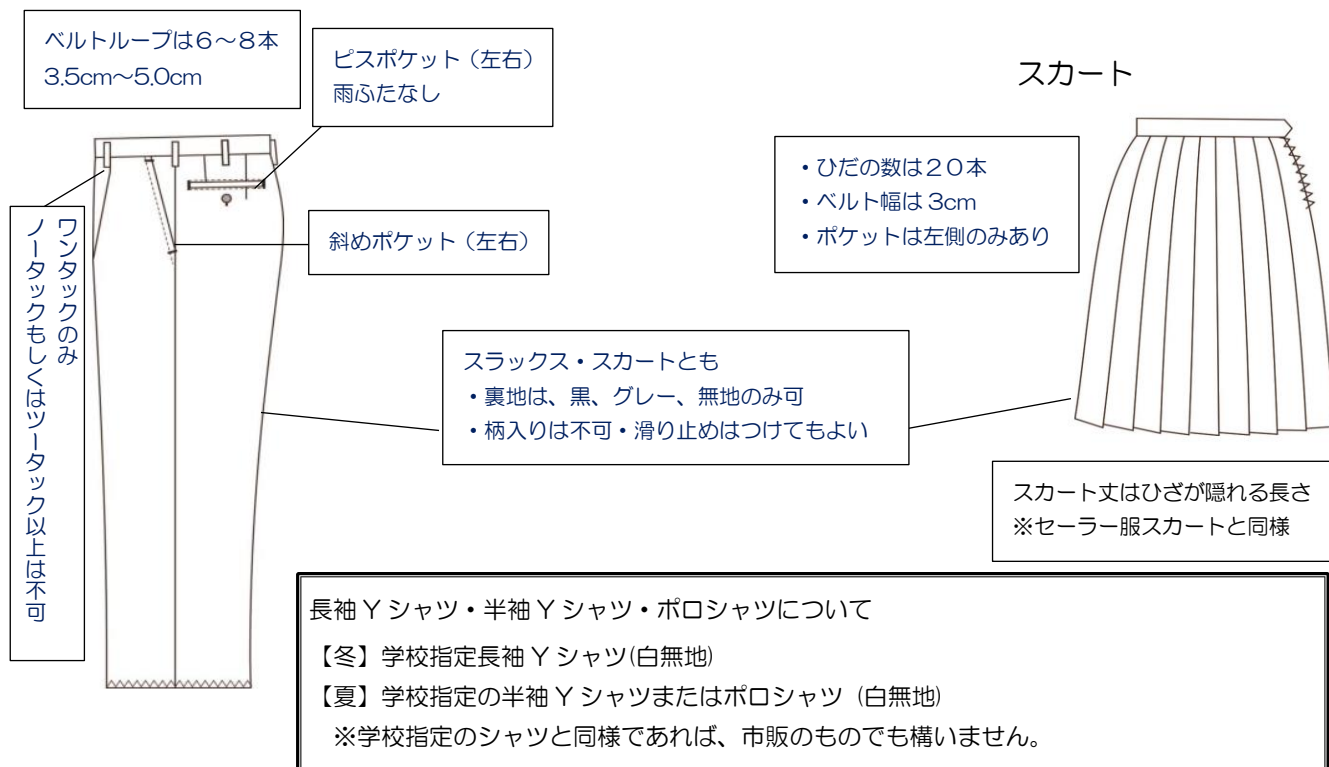
ジャケット



スカートスタイル



スラックス



Ⅲ 頭髪

1. 前髪は目にかからないようにしましょう。
2. 横髪は耳にかからないようにしましょう。
3. もみ上げは耳たぶまでを目安にしましょう。
4. 後ろ髪は襟にかからないようにしましょう。
5. 横に流す場合はピンで留めましょう。
6. 後ろ髪は肩の線を越えないようにしましょう。かかる場合は三つ編み、または結束しましょう。
7. 三つ編み・結束する場合はゴムを使用しましょう。ゴムは黒・紺・茶とします。飾り類はやめましょう。
8. 極端な髪型にはしないようにしましょう。（段差やモヒカンなど）
9. 髪に人工的な色やくせをつけないようにしましょう。
10. 整髪料は使用しないようにしましょう。
11. エクステンションを付けないようにしましょう。
12. 眉毛を剃らないようにしましょう。

Ⅳ 生活

1. 「チャイム着席」をしっかり守りましょう。
2. 教室移動の際は、戸締り・消灯をしっかりしましょう。
3. 授業中や ST 中は、静かに移動をしましょう。
4. 更衣は指定された場所で行いましょう。（時間を守り、素早く着替えよう。）
5. 教科書等の用具は、必要な物を持ち帰るようにしましょう。学校に置いていく場合は、自分のロッカーでしっかり管理しましょう。
6. 校舎内で走ったり、暴れたりするなど、危険なことをしないようにしましょう。
7. 他クラスまたは他学年のフロアに出入りをしないようにしましょう。
8. トイレは原則として、自分の教室のある階のトイレを使用しましょう。
9. 新館から1棟への通路は上靴専用です。下靴では通らないようにしましょう。
10. インターの階段は、東側（中庭側）を上靴用、西側（正門側）を下靴用とします。

11. 職員室への出入りは、後ろの扉を使用しましょう。ただし、テスト期間等、入室禁止期間があるので注意しましょう。
12. 外で遊んでも良い放課は、昼放課のみとします。(部活動の道具は使用できません。)
13. 学校生活に不必要な物は持ってこないようにしましょう。また身に付けないようにしましょう。
(携帯電話・スマホ、菓子、ゲーム、金銭、うちわ、ピアス、ネックレス、化粧品(アイプチ)など)
14. 自分の持ち物には名前を書き、大切に扱しましょう。
15. みんなで使う物は大切にしましょう。(器物の破損、掲示物へのいたずらは絶対にしてはいけません。)
16. 制汗剤やリップクリーム、ハンドクリームなどは、無臭のものを使用しましょう。リップクリームは、無色のものを使用しましょう。

社 会 生 活

1. 地域の迷惑となることや危険なことはしてはいけません。
2. 遊びのための夜間外出や外泊はしてはいけません。
3. 金銭や物のやりとりはしてはいけません。
4. SNS など、インターネットの利用に十分に気を付けましょう。

非常時における登下校について

1 春日井市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合、および「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」に伴い、自宅待機等の指示がでた場合

(1) 生徒の登校前

学校や通学路等の安全が確認されるまで自宅等で待機させてください。

(2) 生徒の登校後

通学路など、学校の周囲の安全を確認した上で帰宅させます。通学路の通行が危険と思われる時などは、生徒を校内の安全な場所で一時待機させます。

2 「愛知県全域」「尾張東部」「春日井市」に「特別警報」または「大雨による警戒レベル4以上」が発表された場合

(1) 生徒の登校前

① 午前7時の段階で「特別警報」「大雨による警戒レベル4以上」が発令されている場合は、休校となります。

② その日のうちに、「特別警報」「大雨による警戒レベル4以上」が解除されても、登校させないでください。

③ 解除後の授業の再開日時については、ホーム&スクール・学校ホームページでお知らせします。なお、ホーム&スクールへの登録がお済みになっていないご家庭は、この機会に、是非ご登録をお願いします。

④ 授業開始の連絡をさせていただいた際、通学路の冠水や河川の増水等により、登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。

(2) 生徒の登校後

① 午前7時から本校の始業時間までに「特別警報」「大雨による警戒レベル4以上」が発令された場合も休校です。

この場合、生徒がすでに登校してしましたら、「学校待機」とします。

(状況によっては、安全を確認の上、教師引率のもと集団で下校させる場合もあります。その場合は、ホーム&スクール・ホームページでお知らせします。)

② 発令後、即時に授業等を中止し、生徒を校内の安全な場所で待機させます。③ その後、「特別警報」「大雨による警戒レベル4以上」が解除されても、災害の状況及び 気象、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、生徒の安全を確保します。

- ④ 「特別警報」「大雨による警戒レベル4以上」解除後、安全の確認ができた場合は、学校からホーム&スクール・学校ホームページで、ご連絡させていただく時間に、教師引率のもと、集団で下校をさせます。

3 暴風警報発令への対応について

朝7時の時点で 暴風警報が出ている ・ 登校しません。 ・ 危険なので外出はひかえ、自宅で待機 してください。 ・ 家庭学習を行ってください。	朝7時の時点で 暴風警報が出ていない・解除された ・ 通常通り登校します。ただし、雨の降り方や道路の冠水を確認し、危険と判断したら登校しないでください。 また、そのような場所があれば、学校に連絡してください。 ・ 通常の授業で、部活動も行います。
● <u>11 時までには暴風警報が解除された時</u> 5 時間目（午後）から授業を行います。家で昼食を済ませ、<u>13時15分まで</u> に登校してください。 ● <u>11 時過ぎても暴風警報が出ている時</u> 学校は休みになります。 ・ 警報が解除されるまで、自宅で待機 してください。 ・ 解除されても、強風や冠水など危険な 状況の場合は、外出をひかえてください。	★ <u>帰りのS T後、暴風警報発令が予想される場合は部活動はせず下校します。</u> ★ <u>学校にいる時に暴風警報が出た時は、その時点で速やかに下校します。</u>

4 J アラート配信時の対応について

(1) 対象地域に愛知県が含まれない場合は、通常通り授業を行います。

(2) 対象地域に愛知県が含まれる場合

① 生徒の登校前

学校や通学路等の安全が確認されるまで自宅等で待機させてください。

② 解除後の授業の再開日時については、ホーム&スクール・学校ホームページでお知らせします。

③ 生徒の登校後

J アラート解除後の下校は、必要に応じて通学路など、学校の周囲の安全を確認した上で帰宅させます。通学路の通行が危険と思われる時などは、生徒を校内の安全な場所で一時待機 させます。

春日井市立西部中学校 生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は春日井市立西部中学校生徒会と称します。

第2章 目 的

第2条 本会はすべての会員の自発的、自治的活動と学校職員の指導助言により、楽しく規律正しい学校生活を築き本校の発展をはかることを目的とします。

第3章 会 員

第3条 本会会員は本校全生徒とします。

第4章 役 員

第4条 本会は次の役員をおきます。

会長1、副会長2、書記2

第5条

1. 前条役員は各学級委員の選挙に先だち、全校生徒の無記名投票により選挙されます。
2. 前条役員は、役員別に立候補し、それぞれの最高得票者が選出されます。
3. 前条役員は、学級委員を兼ねることができません。

第6条 会長は次の権限を有します。

1. 会長は生徒会の首長であります。
2. 議会を招集することができます。

第7条 副会長は会長を補佐し、会長が不在あるいは執務不可能の時はこれを代行します。

第8条 書記は役員、委員名簿、議事録、通信文の記録、保管に当たります。

第9条 生徒会役員の選挙は各期の終了前2週間以内に行います。

第10条

1. 役員の任期は6ヶ月間としますが、再選は妨げません。
2. 前期の役員は2、3年生とします。
3. 後期の役員は1、2年生とします。

第5章 議 会

第11条 議会には会則の目的を達成するに必要な権限が与えられており、生徒会運営の立案議決機関であります。

第12条 議会は議員（各学級1名）および役員で行います。

第13条 議会の議長、副議長は議員の中から選出されます。

第14条 臨時議会は必要に応じて会長が召集します。

第15条

1. 議会はその議員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決することができます。
2. 各議員は1票の投票権を有します。

第6章 学 級 委 員

第16条 各学級は次の委員を選び、生徒会活動に進んで協力します。

1. 学級委員は男女学級委員（各1名）とします。
2. 代表委員は議員（1名）、生活安全（2名）、美化（2名）、給食（2名）、環境緑化（2名）、保健（2名）、放送（2名）、図書（2名）、選挙管理委員（1名）とします。

第7章 部 活 動

第17条 本会は運動および文化部に対して積極的な協力を行います。

第8章 委 員 会

第18条 本会には次の委員会があり、常時活動します。生活安全、美化、給食、環境緑化、保健、放送、図書。

第19条 代表委員会は各学級から選ばれた代表委員によって、構成され、計画、実施に当たります。また委員長は議会に出席することがあります。

第20条 代表委員会の委員長は代表委員会の互選により選出され、運営にあたります。

第21条 執行部会は生徒会役員、議長によって構成され、生徒会活動の中心執行機関とします。なお、執行委員会は会長が召集します。

第9章 財 政

第22条 本会は1人年間300円の会費を徴収し、これと本会の行う奉仕活動による収入を持って経費にあてます。

第23条 予算および経費はすべて議会の承認を得なければなりません。

第10章 顧 問

第24条 本会は職員協議会で定められた顧問教官を各委員会におきます。顧問教官は議会、各常任委員会、各委員会に出席し、指導助言を与えます。

第11章 解任および補充

第25条

1. 生徒会役員は議会、学級委員は各学級において承認を得て辞任することができます。
2. 生徒会役員は議会において全議員の3分の2以上をもって不信任案が可決されたときは辞任しなければなりません。
3. 学級委員は各学級で不信任案が過半数をもって可決されたときは辞任しなければなりません。

第26条 役員、学級委員の辞任あるいは、執務不能となるときは、必要に応じて補充することができます。

第12章 最高決定権

第27条 学校長は生徒会に関する如何なる問題に対しても、最高決定権を保有します。

第13章 議 事 承 認

第28条 議会の決定は顧問教官が必要と認めた場合は、全会員にその承認を求めなければなりません。

第14章 修 改 正

第29条 本会則の修改正は議会において、全議員の2分の1以上により可決され、更に会員表決者の2分の1以上の賛成と職員協議会の承認を得たのち成立します。

第15章 補 則

第30条

1. 本会則は昭和47年4月1日からこれを施行します。
2. 本会則に明示されていない事項については別に細則をうけます。

部 活 動

(1) 内容

部活動は、生徒の自由意思により、課外活動として参加したい生徒によって構成します。

(2) 活動時間

活動時間は、定められた時間から下校時刻 15 分前までとします。下校時刻に下校できない部については、活動を停止することがあります。

(3) 安全および後片付け

活動にあたっては、常に安全に注意し、活動が終了してからの片付けを確実に行いましょう。クラブハウスは部活動の時だけ使用し、他の時は錠をかけてください。部室は、部員以外の入室は禁止とし、部室内での飲食はすべて禁止とします。また、定期的に部室を清掃し、常に整理整頓を心がけましょう。

(4) 組織

各部は、部長、副部長等を選び、活動、運営がスムーズに行えるようにします。

(5) 部活動相談（ミーティング）

部活動についての諸問題、悩みについて積極的に顧問教師に相談し、必要に応じてミーティングを行いましょう。

(6) 部長会

部の代表者により必要に応じて開きます。

学 校 図 書 館

学校図書館は知識を生み出す文化センターです。

みんなの楽しい読書の場にするために、次のきまりを守ってください。

○ 開館

学校図書館は原則として、授業日の昼放課に開館しています。

○ 図書館の約束

1. 図書館では静かに読書し、本を大切に扱うようにしよう。
2. 貸し出しを受ける時は、カウンターに本を持って行き、貸し出しの手続きをしよう。
3. 貸し出しは 1 人 3 冊で、2 週間以内に返却しよう。
4. 貸し出し期間を延長したい場合は、一度返してから借り直そう。
5. 図書委員から、図書の返却を請求されたら、ただちに返すようにしよう。
6. 規則を守らない時は、ある期間、閲覧および貸し出しを中止することがあります。
7. 図書館においては図書館係員（先生および委員）の指示に従うようにしよう。